

大口町告示第7号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和2年2月21日から本町産業建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和2年2月21日

大口町長 鈴木 雅博

1 供用及び処理開始年月日

令和2年4月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町萩島二丁目の一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口左岸1号幹線
起点	大口町豊田三丁目地内
終点	大口町二ツ屋二丁目地内
摘要	五条川左岸流域下水道大口幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり

区域図

縮尺1/10,000

